

## 「令和8年度中小企業デジタル人材育成・伴走支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市「令和8年度中小企業デジタル人材育成・伴走支援業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

次の(1)から(4)の要件をすべて満たすもの

- (1) 「令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」(以下「名簿」という。)において、登録種目「各種調査企画」、かつ細目「B コンサルティング(建設コンサル等を除く)」の登録が認められる者
- (2) 本事業と類似事業の受託実績を有している者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日制定)の規定による停止措置を受けていないこと。

(事業期間)

第4条 事業期間は契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知する。

(提出要請書)

第7条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針・中小企業のデジタル化の課題の捉え方
- (2) 当該業務の目標値
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) 当該業務の実施内容
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 受託候補者を特定するためのプロポーザル評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容に関する視点
  - ア 事業・委託目的の理解度
  - イ 提案内容の実現性・独自性
  - ウ 人材育成講座実施の手法
  - エ 伴走支援の柔軟性
  - オ データ収集・分析能力
  - カ スケジュール管理
- (2) 実施体制に関する視点
  - ア 従事スタッフの構成・人数
  - イ 実務担当者の実績・類似業務の受託実績
  - ウ 情報管理
- (3) 企業としての取組に関する視点
  - 次の項目を1点の加点項目とする。
    - ア ワークライフバランスに関する取組
      - (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)。
      - (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)。
      - (ウ) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又

は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている。

(エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。

イ 障害者雇用に関する取組

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)。

ウ 健康経営に関する取組

健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証の取得をしている。

エ 地域貢献活動に関する取組

公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。

オ 脱炭素化に関する取組

脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事業所等の宣言を含む)。

2 「令和7・8年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」において、市内の中小企業として登録されている場合、5点の加点とする。

※共同事業体の場合は、一者が市内の中小企業である場合に加算する。

3 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行う。

4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第10条 前条に定める受託候補者の特定にあたっては、令和8年度中小企業デジタル人材育成・伴走支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を別に設置し、評価委員会が次の事項についてプロポーザル評価のための業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 評価委員会には、次のとおり委員長、副委員長、及び委員を置く。

委員長 経済局総務課長

副委員長 経済局企画調整課長

委員 経済局イノベーション推進課担当課長

経済局ものづくり支援課長

経済局中小企業振興課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員5人のうち4人の出席をもって成立する。

5 評価点の合計が同点の場合は、次の順序でプロポーザルの上位者を決定する。

- (1) 加重項目の合計点が上位の者
- (2) 評価基準の「提案内容に関する視点」の合計点が上位の者

6 委員長は、評価結果を経済局業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告する。

（評価結果の審査）

第 11 条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（停止条件）

第 12 条 受託候補者の選定は、次の事項を停止条件とする。

令和 8 年度予算が横浜市会において議決されること（予算の議決がなされないときは、効力は発生しない）。

附則

この要領は、令和 7 年 12 月 18 日から施行する。